

「今日の福祉ニーズとそれに応える『見守りの仕組み』」

中島 康晴

(特定非営利活動法人地域の絆・代表理事)
(社会福祉法人地域の空・理事長)

1. 「ニーズの多様化・複雑化」の陥穽—基礎的ニーズの欠落と抑圧されてきたニーズの顕在化—

「今日の福祉ニーズ」をとらまえた際、つい、「福祉ニーズの多様化・複雑化」へと議論が膨張するきらいがある。また、その認識は政府の側からもよく示されている。

例えば、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)における以下のくだりを見てみよう。「育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める」。また、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(2015年9月17日厚生労働省)において、社会的な背景や課題に「福祉ニーズの多様化・複雑化」への言及があり¹、そして、「地域共生社会」でも、「少子高齢化・人口減少が進み、一人ひとりの持つ課題がさらに複雑になっていく社会」として現状が捉えられている²。

しかし、ここ数十年で個人から発せられるニーズが大きく変化しているわけではない。確かに、1990年代後半以降、共働き世帯が増加を続けているにもかかわらず、世帯収入は明らかに減少の一途を辿っている。また滞日外国人の数は確実に増加傾向にあることなどから、ここでは新たなニーズが高じていると言えなくはない³。しかしそれ以外は、むしろ、家族形態を含めた社会構造の変容によって、個人の置かれている状況が変遷していることとして捉えるべきだろう。

例えば、バラエティー番組において、30年前に誕生しその当時は何の批判も寄せられなかった「LGBTを嘲笑する」登場人物に現在

は強い批難が寄せられている。それが、フジテレビの宮内正喜社長の謝罪へと発展するほどにだ⁴。同様に、大みそかの日本テレビ系の番組においても、あるお笑い芸人が、「黒人俳優に扮する際に顔を黒く塗る『ブラックフェース』をしたことに対し、批判の声が広がっている」⁵。

これらは、「ニーズの多様化や複雑化」から端を発しているものでは断じてあるまい。むしろ、30年前から不快な思いをさせられ続けていたLGBTや日本においても侵害され続けてきた黒人の歴史があり、ジョン=G=ラッセルも指摘する『ちびくろサンボ』や「カルピスの商品マーク」、「だっこちゃん」・「サンボ」人形の問題をみよ!⁶、それが今になってようやく、その反抗の声をあげることが許されるようになってきたというだけのことであろう。障害者の領域で言えば、発達障害や高次脳機能障害などが、そして、先の滞日外国人にしても以前から外国人は存在していたわけだから、これらと同様の経緯がみられる。これは言い方を変えれば、「ニーズの多様化・複雑化」などではなく、従来から抑圧され続けてきたニーズの表出化・顕在化であるといえるだろう。

このように、「ニーズの多様化・複雑化」には、これまでも存在していたにもかかわらず、抑圧によって埋没・黙殺され続けてきたことによって、顕現のされてこなかった「ニーズ」が内含されているという事実は押さえておくに値する。つまり、「福祉ニーズの多様化・複雑化」という捉え方自体に大きな誤認があると私は考えている。そこには、「人びと」を抑圧し続けていた過去に対する反省

の念がみじんも感じられないからだ⁷。

更にいうならば、「福祉ニーズの多様化・複雑化」という表現は、まるで、日本の社会福祉が次の段階に進化したかのような錯覚を人びとに植え付ける。つまり、生存保障など根源的なニーズの充足から、多様な個人の尊厳保障などのより「上層ニーズ」の充実を目指しているかのように、現下の社会福祉の実態を瞞着するべく画策を狙っているのではないか、とつい勘繰ってしまうのは、私の性格が捻くれているせいだろうか。

しかし、少なくとも、「福祉ニーズの多様化・複雑化」に対応する以前の段階で、今もなお、日本の社会福祉は停滞しているように思われる。生活保護問題対策全国会議が編集する『「生活保護法」から「生活保障法」へ』（明石書店）によれば先進諸外国（ドイツ・フランス・スウェーデン・イギリス・アメリカ・韓国）と日本の公的扶助・社会扶助の比較に対する以下のくだりをみてみよう。

「日本の生活保護制度の実情は、世界基準からは大きく遅れ、その利用が制限されていること、貧困者を救済するという本来の役割を発揮できていないことがわかります。すなわち、貧困率が高い（高い方から2位）にもかかわらず、保護率は低く（低い方から3位）、また、捕捉率は最下位、生活保護についての財政支出も低い方から2位です。その原因は、先進諸外国と異なり、預貯金と自動車の保有を基本的に認めないという厳しい制限や、あまりに広い扶養義務、制度を周知しようとする国や自治体の姿勢などにあることが明らかです。こうした生活保護制度を先進国並みに改革していくことは喫緊の課題です」⁸。

本書では、日本の相対的貧困率を15.6%、保護率（利用率）1.68%、捕捉率10.8%（保護率/相対的貧困率・生活保護基準比は22.9%）としている。このように先進諸国のなかであって、日本の根源的社会福祉は底辺にあることへの共通理解は欠かせない。

日本独自の動向を顧みても、「2004年からの高齢加算の削除・廃止、2005年からの母子加算の削減・廃止に始まり、2013年8月からは、3年間で平均6.5%、最大10%、年額で670億円もの生活扶助基準」を引き下げ、「その後も、住宅扶助基準、冬季加算の引き下げを」続けて行っている。直近の「2018年10月からは、3年間で平均1.8%、最大5%、年額で160億円に及ぶ生活扶助基準の引き下げ」を決めてい

る⁹。

以上みてきたように、日本の社会福祉の水準は、まさに、選別主義と劣等処遇の原則によって設定されていることに疑いの余地はないだろう。このような基礎的・根源的な社会福祉の劣化が現存するなかで、「福祉ニーズの多様化・複雑化」に対応するという言い回しは欺瞞でしかない。また、生存保障さえままならない人びとが地域で暮らす現状を等閑にしておいて、つまり、もっとも基礎的な社会福祉サービスを御座りのままにして、「地域共生社会」を声高に叫ぶことに対して、どうしても共感することができないのだ。

2. 「見守り」と「監視」の違い—「見守り」は、何のために、そして、誰のために行うのか—

そして、本稿で取り上げる「見守り」は、「監視」ではない。この「見守り」は、「人間の権利擁護」に資するものでなければならないという捉え方自体は、多くの読者からも共感が得られることと思う。しかし、私たちの社会には、それが「見守り」という名の「監視」に凋落してしまいかねない素地があることは押さえておく必要があるだろう。そこで、ここでは、この「見守り」と「監視」其々の背景に、「信頼」と「安心」という異なる要素が据えられていることから確認しておきたい。

まず、日本人の他者との関係の特徴であるが、「内輪びいき」という言葉に代表されるように、私たちは、自らが所属する集団や階層内における他者への相互理解や相互支援の関係は顕著であるが、「内輪」の外にいる他者への信頼は思いのほか稀釈しているようだ。増田直紀は、山岸俊男の「信頼の解き放ち理論」をもとに、赤の他人に対する信頼度は、日本人よりもアメリカ人の方が高いと指摘する。また、その理由として、日本人は「信頼」よりも「安心」を求める傾向にあることを挙げている。加えて、この「安心」と「信頼」は性質的に全く異なるものであり、「安心」は所属集団内における防衛的な思想・行動に依拠するが、翻って、「信頼」は所属集団外部に対する開放的な他者との繋がりを志向していると主張している¹⁰。

加えて、昨今の動向として今一つ気になることがある。それは、この「安心」の使われ方に起因する問題でもあるが、「安心」「安全」を標榜しつつ「見守り」を強調することにあ

る。増田と山岸の主張にもあるように、「安心」「安全」の背景には排除の概念があるように思われる。つまり、「我がまちの安心」「我が国の安全」という具合にだ。この場合、「我が」以外の人びとの「安心」「安全」は含まれていない。逆に、「信頼」は、「安全」とは異なる概念であり、「我が」以外の人びとへの繋がりを志向しているように思われる。要するに、「安全」は特定の集団や階層、圏域内部での繋がりを強化し、外部を排除へと導くが、翻って、「信頼」はこれら集団・階層・圏域外部へとひらいた繋がりを志向する。加えて、以上の趨勢が、「メダカ社会」に象徴される日本人特有の横並び・画一的な思想との相乗効果を起こせば、この「安心」「安全」からは、異質なものを排除する傾向さえ生みだされるだろう。

この「異質なものを排除する」。言い換えれば、一定の基準に準拠した暮らしを守ることが意図した「安心」「安全」から、「見守り」を鑑みれば、どうしても私は、それが「監視」へと連なる感覚を得てしまう。特にこの「見守り」のまなざしが、「強者」から「弱者」へと一方通行で向けられている場合はなおさらである。このように「安心」「安全」の強調は、自らの集団や階層、特定の圏域内における規則・規範を守ることや、であるがゆえに、その内部においてその基準から逸脱した人びと、異なる集団・階層・圏域の人びとを同時に排除してしまう危険を高めること、さらには、異なる立場の人びとへの信頼を毀損させることへと帰趨する。

であるならば、このような「安心」「安全」への憧憬を捨て、自らとは異なる立場の人びとと「出逢う」ための勇気と覚悟を包含しておく方が、「人間の権利擁護」に依拠したまちづくりにおいては有効であろう。そして、このような勇気と覚悟を人びとが獲得できるように後押しをすることが「見守り」の重要な機能となり得ると私は考えている。

3. 「出逢いの不在」と「出逢いの失敗」が多様性の尊重を阻害する

それでは、社会福祉の観点からは、なぜ、階層・集団を超えた「出逢い」や連携が求められるのだろうか¹¹。それは、これら多様な人びとによる「出逢い」の希釈化が、多様な立場や思想の相互理解を阻害しているからである。先に挙げたジョン＝G＝ラッセルも、「日

本人の黒人に対するイメージは根本的に西洋人の黒人観に基づいている」その理由として、「日本に居住する黒人が少ない」ことを挙げてしていた¹²。そこでは、「日本人」と「黒人」による「出逢いの不在」が一つの要因として捉えられているのだ。

つまり、障害者と健常者、認知症の人とそうではない地域住民、富裕層と貧困層、高齢者と若年者、子育て中の世帯と介護をしている世帯など、私たちは同じ地域で暮らしているにもかかわらず、階層や集団によってその繋がりが分断されており、これらを越境した「出逢い」がなされていないがゆえに、それぞれの視点や思想の共通理解を困難にしている現状があるというわけだ。

この「出逢いの不在」に対する理解を深めるために、障害者と健常者の「出逢い」の実態について確認してみたい。全人口に占める障害者の割合は、約10%といわれているが¹³、健常者が通学・所属する学校や職場には10%の障害者の存在が確認できるだろうか。ライフステージ毎に顧みれば、まず、中等度から重度の障害児の多くは一般の保育園・幼稚園には通園していない。もちろん、このことは、障害児の受け入れに見合った補助金等の公的支援がないことなどによる制度的な欠陥に起因しているといえるのだが、結果として、中等度から重度障害のある乳幼児は専門の施設等におけるサービスを利用することになる。

次に、小中学校では、学級や学校が峻別されその接点はさらに減退させられている。大学、短期大学及び高等専門学校においては、障害者の割合は1%未満へと低下してしまう¹⁴。このような空間では、障害者がまるでないに等しい事態となっているとって過言ではあるまい。そして、「大人」になってからも、公的機関や民間企業等の職場でも障害者の割合は2%程度で推移しており、私たちは共に働く機会を奪われ、自らが暮らす地域においても、すれ違う程度の出会いに終始する傾向にある¹⁵。しかも、政府（中央省庁）や自治体におけるこの数字にさえも不当な「水増し」処理がなされていたという驚愕すべき事態も生じている。このことは公的機関でさえも、「障害者の法定雇用率」の達成・保持が困難である事実を露呈しているといえるだろう。よって、この問題の本質は、行政機関の杜撰で滑稽な制度運営の手法に対してではなく、生産性と効率性を過度に求める「人間に

とっての労働」のあり方そのものから端を発していると思えるべきだ¹⁶。

如上のように、私たちの社会では、確かに地域で障害者と健常者は、物理的には同じ地域で暮らしているという意味で「共住」しているものの、その関係は、すれ違う程度のかかわりに終始しており、双方が意識して「出逢う」ことがなされにくいものとなっている。この階層間による「出逢いの不在」もしくは、例えば認知症によるBPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia :「認知症の行動と心理症状」) が顕在化して、認知症の人が混乱の只中にある際に「出逢う」という「出逢いの失敗」が、そのつながりを分断し、問題の共有や相互理解・支援の妨げとなっているのである。私たちは、この「出逢いの不在」と「出逢いの失敗」を克服し、つまり、「出逢い直し」を促進するなかで、地域で共に暮らしているだけの「共住」社会から、その地域で暮らすすべての人間の尊厳を相互に認め合う「共存」社会、即ち、真の意味における共生社会を志向していかなければならないのだ。

4. 「出逢い直し」が人びとの関係構造とアイデンティティの変容を促進する

ここでは、この「出逢い直し」が人びとの関係構造とアイデンティティの変容を促進すると論じるに至る根拠について若干ではあるが触れておきたい。そこで、まず、日本介護経営学会が実施した認知症の人へのスティグマ調査結果を紹介しておく。「認知症に関する病態理解」等の「知識供与型の学習」が認知症の人と認知症の理解を進め、スティグマの低減に連なっているとの指摘があり、この種の学習・理解は、必ずしも認知症の人との接触体験を必要とはしていない。

しかし、本研究においても、「認知症に関する病態理解だけでなく、認知症を内包する人格や性格等の個性の理解や関係性の濃密度が(スティグマの)低減を促進する決定因子である」(括弧内は中島)と推測がなされており、この後者の部分への対応は、「知識供与型の学習」では不十分であるとの指摘がある¹⁷。つまり、障害のある人の個別性・関係性に着眼すれば、たとえ同じ「障害種別」にあってもその配慮には個々に様々な方法が求められることになり、そのための理解を促すには「共活動を主とした接触体験の機会」

が不可欠となるということだ。以上のことから、この調査では、「認知症の人とかかわりが無い人は、かかわりがあった人よりもスティグマが強いということが明らかになっている」¹⁸。

また「知識供与型の学習」自体についても、阿部哲也は、「はたして『認知症の理解』促進は、スティグマの緩和に十分に貢献しているのだろうか」との見解を吐露しつつ、実体験として、講演会に参加した地域住民から「認知症にはなりたくないですね」などといった逆の反応があることを顧みる。そのうえで「これらのことは、『認知症の病態や症状などの理解』は、無知による偏見の解消に有効である反面、恐怖や不安などを増長する要因にもなることを意味している」とこの種の学習が諸刃の剣として機能することに言及する¹⁹。この指摘は、「知識供与型の学習」や一般化されている「認知症の理解」促進、即ち、学校型の“正しい”知識の伝達・移転による学習が、スティグマを一定程度低減させる効果がある一方で、翻って、排除の論理を強化させてしまう可能性も内含まれていることに加え、認知症の人の個別性や関係性に対する理解促進にまでは届かないことを示している。

高橋満らによれば、学習論は、この30年で価値規範の大きな転換がなされてきたとしている。それは、「獲得としての学習(学習の標準的なパラダイム)」から「参加としての学習(学習についての生成的パラダイム)」である。高橋らの説明では、「獲得としての学習」においては、知識が、学習者から切り離すことが可能であることや、逆に、獲得し、所有することのできるものであるとし、学校教育の場での教科書を用いて行われる学習を代表例としている²⁰。まさに、知識を獲得することを学習の中核に据えているものだ。他方で、「参加としての学習」では、知識は、学習者の諸個人の関係、相互作用によって生成され、継続的に再構成される流動的なものとして捉えらる。ここではまさに、活動や状況への参加を通してなされる学習を指している²¹。

もう既にお分りの通り、ここで取り上げた「学校型」「知識供与型」の学習が「獲得としての学習」に、「共活動を主とした接触体験の機会」による学習が「参加としての学習」と符合する。

まさに、教育学における学習論の観点から

も、この「出逢い直し」に向けた実践は正当性のあるものとして捉えられていることがわかる。よって、私たちも同様に、「人びと」に対する理解や協力を促進する実践の変換をはかる必要があるのだ。

5. 「見守り」への参加が多様性理解へ達着する

以上みてきたように、「人間の権利擁護」を「見守り」の目的に置くならば、私たちは、「安心社会」ではなく、「信頼社会」の構築を目指さなければなるまい。そのために必要なことは、地域住民における思想や姿勢の画一化・同質化を拒否しつつ、未だ「出逢う」ことのない他の集団・階層に所属する人びとと「出逢い」、また異なる地域・圏域の人びととの繋がりを希求することにある。

山岸の主張で最も参考になる点は、社会的な不確実性やリスクが存在する「信頼」への挑戦に必要なことは、その社会的な不確実性を減退させる「情報の透明性」「情報開示」にあるとしていることだ。山岸の主張をみれば、「政治活動や経済活動を含むさまざまな社会活動の透明化」を提言し、「とくに公的な問題にかかわる政治や経済活動の透明化は、情報の独占化による非対称性を減少させることにより、社会全体にわたって社会的な不確実性の水準を引き下げる」としているように、この「情報の透明性」「情報開示」を実施する主な主体を政府や自治体に位置づけているようだ。確かに、社会全体をみれば、権力の側による積極的な情報開示・透明性の担保が、社会的な不確実性を払拭していくことで、政府に対する信頼も上昇させ、それが、信頼社会の構築に向けた推進力となるであろう。

しかし、地域社会において、この「情報の透明性」「情報開示」を検討すれば、それは、階層・集団間を超えた「出逢い直し」にも通ずるものがあると私は考えている。つまり、未だ「出逢って」いない、異なる階層・集団にいる人びとによる対話とかかわりの機会を設けることにより、その人びとが各々に抱える個別具体的な暮らしの困難とその存在を分かち合うことが、多様な立場の人間・階層・集団間における「情報の透明」化であり、「情報開示」としてとらえることができると考えるのだ。このような階層・集団を超えた「出逢い直し」が進めば、相互理解が深まり、その地域における社会的な不確実性やリスクはむ

しろ軽減していくに違いない。そして、この「出逢い」の経験と成果が、次の「出逢い」を求める勇気と原動力へと連なるだろう。

このように、未だに十分な接点のなかった多様な他者間の「出逢い直し」が、従来から分断されていた人びとによる「情報共有」を形成し、その先に更なる新たな「出逢い」を促進していく。そして、この多様な「出逢い」によってこそ、相互理解・学習が進み、地域に多様性・信頼性を醸成していくのである。であればこそ、私たちが志向する「地域の連携」とは、「安心」ではなく、「信頼」に傾注すべきものとなるだろう。そして、この社会的な不確実性とリスクのある初期の「出逢い直し」を支えるのは、コーディネーターとしての専門職の関与である。私は、その中核にソーシャルワーカーを据えるべきだと主張したい。特に、初期の「出逢い」では、「安心」を求めるがゆえに、人びとはリスクを回避したがる傾向が強い。そこで、そのリスクを乗り越える勇気を醸成し、その後押しをすることがソーシャルワーカーの重要な仕事となる。

6. 信頼に基づく「見守りの仕組み」考

以上の主張から、人間の権利擁護に資する「見守りの仕組み」について論及したい。まず、「参加としての学習」を鑑みた際、この「見守り」活動への参加そのものが、これに該当することは間違いないだろう。よって、多様性尊重の観点からは、民生委員・ボランティア等の「セミフォーマル」（準専門職）に位置づけられている人びとや既に社会福祉に興味のある人びとによる「見守り」だけでは不十分であり、むしろ、社会福祉や「人びと」に無関心な人びとへの参加の誘導が不可欠となる。人びとによるこの様な「見守り」活動こそが、「人びと」の存在と困難を分かち合うことに連なり、「人びと」に対する理解や慮りを醸成していくことに達着するであろう。

つまり、「見守り」それ自体は目的にはなりえないということだ。翻って、私たちは、「見守り」を多様な人びとの相互理解・学習を促進する手段として捉えるべきだと考える。なぜならば、この「見守り」は、政府が意図している財政抑制を担保するための地域住民の「サービス提供者」化を図るものではないからだ。生存保障や最低限度の生活保障は、第

一義として、政府や自治体にその責務が求められているわけだから、その一部を地域住民に肩代わりさせる類のものであってはなるまい。このような潮流の下では、冒頭から述べている基盤的・基礎的社会福祉サービスの減退を招くことにつながり、これはそのまま、人間の尊厳毀損へと直結してしまうからだ。

更に言えば、「見守り」は、政府や自治体、専門職などの「誰か」から強要されて行うべきものでもない。また、そのような「見守り」は、「監視」につながりやすい危険を孕んでいるといえるだろう。よって、多様な人びとに対する「見守り」活動への誘導には、信頼できる他者からの働きかけが切要となる。多様な人びとの主体性を尊重しつつ、「見守り」活動への協力を要請していくのである。ここに、平素による地域住民との連帯を重視したソーシャルワーカーの関与が求められていると考える。さらに言えば、「参加としての学習」は、何も、「見守り」活動に限定したものでもないだろう。社会福祉施設や事業所へのボランティア活動やあらゆるまちづくりへの参加を通してなされるものである。よって、私たちは、多様な活動の中に、この「見守り」活動を位置づけていく必要がある。

以上みてきたように「見守り」という言葉には、幾つもの思惑が交錯していることがわかる。政府の側からは、地域住民を「サービス提供者」へと誘う財政抑制論として、「安心社会」を志向する人びとからすれば、「自ら」「自分たち」の安心のために、そして、「人間の権利擁護」の観点からは、集団・階層を超えた多様な人びとによる相互理解を求めて、という具合にだ。よって、私たちは、「見守りの仕組み」を考える前に、一体、それを誰のために、何のために行うべきかの共通理解を果たさなければならないだろう。しかし、このことは、私たちがどのような社会を志向しているのか、その社会の捉え方に大きく依存している。

- 1 2016年7月15日「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」厚生労働省
- 2 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会2017年9月12日「地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」P.29厚生労働省
- 3 法務省入国管理局2017年3月17日「平成28年末現在における在留外国人数について（確定値）」。「平成28年末現在における中長期在留者数は204万3,872人、特別永住者数は33万8,950人で、これらを合わせた在留外国人数は238万2,822人となり、前年末に比べ、15万633人（6.7%）増加し、過去最高となりました。男女別では、女性が124万7,741人（構成比52.4%）、男性が

- 113万5,081人（構成比47.6%）となり、それぞれ増加しました。
- 4 滝沢文那・湊彬子2017年9月29日「とんねるず番組でフジ謝罪 『性的少数者を差別』の批判」『朝日新聞』
- 5 伊藤恵里奈・滝沢文那2018年1月19日「顔黒塗りのネタ、批判を考える 差別意識無くてもやめて」『朝日新聞』
- 6 ジョン=G=ラッセル（1991）『日本人の黒人観 問題は「ちびくろサンボ」だけではない』PP.71-73新評論
- 7 本稿では、社会福祉領域において、「利用者」「クライアント」「当事者」などと呼ばれている人びとのことを「人びと」と表記する。
- 8 編者：生活保護問題対策全国会議（2018）『これがホントの生活保護改革 「生活保護法」から「生活保障法」へ』PP.90-91明石書店
- 9 編者：生活保護問題対策全国会議（2018）『これがホントの生活保護改革 「生活保護法」から「生活保障法」へ』P.3明石書店
- 10 増田直紀（2007）『私たちはどうつながっているのか ネットワークの科学を応用する』PP.61-63中公新書
- 11 本稿では、「出逢い」と「出会い」を次のように使い分けて用いることにする。「出会い」には、偶発的なものや非意図的なもの、挨拶程度のかかわりの密度の低いものを想定しているが、「出逢い」は、その範疇にとどまらず、より積極的に、互いの存在を認識しながらなされるものとし、であるがゆえに、そのかかわりの密度はおのずと高くなるものとして捉えていく。
- 12 ジョン=G=ラッセル（1991）『日本人の黒人観 問題は「ちびくろサンボ」だけではない』P.71新評論
- 13 厚生労働省の発表によれば障害者の全人口に占める割合は約7.4%とされている。しかしながら、この算定根拠が、各種障害手帳の取得者などが対象となっていることから、実際の数は更に多いと捉えるのが一般的である。佐藤啓介「障害者数は936万人 人口の7.4% 厚労省推計」2018年4月9日『朝日新聞』
- 14 「平成28年度（2016年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（訂正版）」2018年7月独立行政法人日本学生支援機構
- 15 「平成29年 障害者雇用状況の集計結果」厚生労働省・職業安定局2017年12月12日
- 16 村上晃一2018年10月23日「障害者雇用の水増し、全国の自治体3800人 政府調査」『朝日新聞』「障害者雇用数の水増し問題で、政府は22日、全国の自治体を対象に昨年6月1日時点の雇用数を再調査した結果、計3809.5人の不適切な算入があったと発表した。全体の平均雇用率は従来調査の2.40%から2.16%に低下した。教育委員会が2359.0人と全体の6割を占め、平均雇用率は2.22%から1.85%に下がり、当時の法定雇用率2.2%を割り込んだ。都道府県の平均雇用率は2.65%から2.36%に低下。市区町村は2.44%から2.29%になり、当時の法定雇用率2.3%を下回った。これで国・地方の行政機関全体の水増し数は、公表済みの中央省庁分3445.5人（8月公表後に訂正）とあわせて計7255.0人となり、行政機関を『牽引役』と位置づける障害者雇用を促す制度が形骸化していた実態が、改めて浮き彫りとなった」。
- 17 「IV-1認知症スティグマ操作因子モデル」阿部哲也（2016）特定非営利活動法人日本介護経営学会「認知症早期発見・初期集中対応促進に資するアウトカム指標と定量的評価スケールの開発に関する調査研究」P.81
- 18 阿部哲也（2018）『「認知症の人」から『普通の人』へ』『日本認知症ケア学会誌2018.Vol.16-4』P.723一般社団法人日本認知症ケア学会
- 19 阿部哲也（2018）『「認知症の人」から『普通の人』へ』『日本認知症ケア学会誌2018.Vol.16-4』P.723一般社団法人日本認知症ケア学会
- 20 編著：高橋満・横石多希子（2015）『対人支援職者の専門性と学びの空間 看護・福祉・教育職の実践コミュニティ』P.14創風社
- 21 編著：高橋満・横石多希子（2015）『対人支援職者の専門性と学びの空間 看護・福祉・教育職の実践コミュニティ』P.15創風社